

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科博士後期課程での学位論文中間発表に関する申合せ

平成24年 3月7日
海洋大規第 109号

改正 令和元年 7月 8日 海洋大規第 93号

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科の学位論文審査要項第11条の規定に基づき、大学院海洋科学技術研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）での学位論文中間発表（以下「中間発表」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 中間発表は、博士後期課程の学生（以下「学生」という。）が水準の高い学位論文を作成できるよう、主指導教員、副指導教員及び学内外の参加者から適切な助言と指導を受けることを目的として実施するものであり、学位論文の受理審査を受けるための要件とする。

(内容)

第3条 中間発表の内容は、論文題目、研究手法、学位論文の構成、期待される成果等とする。

(時期及び回数)

第4条 学生は、受理審査を受ける前までに、公開による中間発表を1回以上実施しなければならない。

(場所及び期日)

第5条 主指導教員は、学生の研究進捗状況等を考慮し、専攻主任と協議の上、中間発表の実施日時及び場所を選定する。ただし、社会人特別選抜により入学した学生にあつては、専攻主任の許可を得た上で、学会等での発表をもって、中間発表に代えることができる。

2 専攻主任は、大学院海洋科学技術研究科長（以下「研究科長」という。）に対し、中間発表の実施日時及び場所等を報告しなければならない。

(実施方法)

第6条 主指導教員は、原則として中間発表に同席しなければならない。ただし、前条第1項ただし書きの規定に基づき学会等での発表をもって中間発表に代える場合にあつては、主指導教員は、学会等での発表が適切に行われたことをプログラム等により確認しなければならない。

(報告)

第7条 主指導教員は、中間発表終了後に専攻主任を通じて研究科長に対し、中間発表の報告書を提出しなければならない。なお、第5条ただし書きの規定を適用する場合にあつては、学会等での発表実績を示す書面を添付しなければならない。

(雑則)

第8条 この申合せに定めるもののほか、中間発表について必要な事項は、大学院教務委員会が別に定める。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日に在学する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、令和元年7月8日から施行する。